

正会員会費に関する規定

(会費の額)

- 第1条 正会員の会費は1ヶ年当たり金10,000円とし賛助会員の会費は年1口20,000円とする。
2. 中途入会の場合は、半期分の残存月数分につき1ヶ月金1,000円とする。
 3. 休会者は1ヶ年当たり金2,000円とし、年度中の休会は原則年会費の返還は無いものとし、復帰の際は中途入会の場合と同じ額とする。
 4. 退会者の再入会の場合は本条第1項及び第2項の会費とは別に、前3項の額に再入会費5,000円を加えた額とする。

(会費の支払い方法)

- 第2条 正会員の会費は、毎年原則4月末日までに小頭がその組の会費を取りまとめ、または本人が直接会計局長へ支払うものとする。ただし、会が指定する指定口座への振込み方法も可能とする。
2. 賛助会員の会費は毎年4月に担当者が集金し会計局長に支払うものとする。ただし、会が指定する指定口座への振込み方法も可能とする。
 3. 新規入会者は、入会申込書提出時に前条第2項の会費を支払うものとする。

渡御遠征及び接待交際の 費用支出に関する規定

(渡御遠征費お呼び接待交際費の負担)

- 第1条 渡御遠征時の、祝品（奉献酒等）及び車両提供者への謝礼は原則会の負担とし、その他の費用は参加者の個人負担とする。ただし、役員会の承認を得た支出についてはこの限りではない。
2. 親睦団体との交流に必要な費用については、会の負担とする。

(対象遠征の決定)

- 第2条 会の補助対象となる遠征は、役員会により決定することとする。

慶弔に関する規定

(範囲)

- 第1条 本会の正会員が婚儀ないしは葬儀の当事者となった場合については第2条以降を適用する。
2. 正会員以外の場合は、金額を含め役員会の決定により対処するものとする。

松深會規定

(慶弔費の額)

第2条 慶弔費は一律金5,000円とする。

(支給方法)

第3条 婚儀の場合は「贖」、葬儀の場合は「香典」として、会長が持参するものとする。

2. この場合、「お返し」は無用とする。

服装に関する規定

(正装)

第1条 本会の正装とは、次の全てのものを着用することをいう。

- (1) 指定の半纏・腹掛け・股引き・手拭い
- (2) 上記の半纏に適した帯
- (3) 祭足袋または草鞋・雪駄
- (4) 認識票

(正装に準ずる服装)

第2条 上記の正装に準ずる服装は、次のものを着用することをいう。

- (1) 指定の半纏・手拭い
- (2) 上記の半纏に適した帯・腹掛け・股引き
- (3) 祭足袋または草鞋・雪駄
- (4) 認識票

(略装)

第3条 本会の略装は、次のものを着用することをいう。

- (1) 指定の半纏
- (2) 認識票

(服装の制約)

第4条 会の活動へ参加する際は、その都度服装について会長または役員会が決定し、参加者は指定された服装を着用するものとする。